

独立監査人の監査報告書

平成18年4月21日

KDDI株式会社
取締役会御中

中央青山監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 津 靖 史 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 轟 茂 道 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、KDDI株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第22期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1)貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2)営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3)利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4)附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第22期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて、子会社に対し営業の報告を求め、重要な子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1)会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2)営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3)利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4)附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5)取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月25日

KDDI株式会社 監査役会

常勤監査役 日 沖 昭 ㊞
常勤監査役 辻 吉 昭 ㊞
監 査 役 明 石 靖 夫 ㊞
監 査 役 渡 辺 捷 昭 ㊞

(注) 常勤監査役辻 吉昭、監査役明石 靖夫及び監査役渡辺 捷昭は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上